

パパの育児参加を応援します！

金沢市

男性の育児休業取得促進奨励金

金沢市では、子育て世代の仕事と育児等の両立支援を図るため、中小企業等において育児休業を取得した男性の労働者に対し、奨励金を交付します。

対象

中小企業等に勤務する男性の労働者

〔男性労働者〕の要件

- ① 勤務先の**本社が市内**にある又は主に**勤務する場所が市内の事業所**である
- ② 本市の啓発事業への協力に同意する

【育児休業の初日が令和4年9月30日まで】

- ③ 3歳未満の子に対する**連続30日以上**の育児休業を取得した
(上記期間中、労働者本人及び子の住民登録が金沢市にあること)
- ④ 職場に復帰してから1か月以上勤務している

【育児休業の初日が令和4年10月1日以降】

- ③ 3歳未満の子に対する**連続または、分割して2回取得した合計が2週間以上**の育児休業を取得した
(上記期間中、労働者本人及び子の住民登録が金沢市にあること)
- ④ **育児休業終了日の翌日から1か月以上継続して雇用されている**
※継続して雇用されていればその1か月内に次の育児休業を開始してもよい。

4週間→2週間
要件を緩和
しました！

分割して2回取
得しても申請
できます！

〔勤務先（中小企業等）〕の要件

- ① **常時雇用する労働者が300人以下**である企業、法人等である
- ② 雇用保険適用事業主である
- ③ 就業規則又は労働協約に育児休業の規定を設けている

交付額

50,000円
※1中小企業等につき、**常時雇用する労働者100人ごとに1年度1人まで**
(労働者1～100人:1人まで 101～200人:2人まで 201～300人:3人まで)

申請方法等

直接持参または郵送で、申請書類を提出してください。

【申請できる期間】 **育児休業終了日の翌日から1か月を経過した日から3か月以内**

【問い合わせ先】

金沢市経済局商工労働課 平日9:00～17:45
電話:(076)220-2199 FAX:(076)260-7191 Email:syoukou@city.kanazawa.lg.jp

詳細及び申請に必要な書類は、**金沢市はたらくサイト** に掲載しています。

<https://kanazawa-hataraku.jp/>

金沢市男性の育児休業取得促進奨励金に関する Q&A

Q1 勤務先について	
1-1 常時雇用する労働者とはどのような範囲ですか。	A 正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①又は②のいずれかに該当する労働者をいいます。 ① 期間の定めなく雇用されている方 ② 一定の期間を定めて雇用されている者 または 日々雇用される次のような方 ✓ 過去1年以上の期間について引き続き雇用されている方 ✓ 雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる方
1-2 常時雇用する労働者の人数は、いつ時点のものですか。	A 勤務先の確認日（確認欄に記載する日付）時点のものを記載ください。
Q2 育児休業について	
2-1 2週間の日数には、土日を含めてよいですか。	A 土・日・祝日を含みます。 ※例：10月1日～10月14日、11月5日～11月18日
2-2 育児を目的として取得する場合、年次有給休暇も含めてよいですか。	A 年次有給休暇（労働基準法第39条）を含めることはできません。 ※ 次のような日も含めることができません ✓ 看護休暇（疾病にかかった子の世話や子の予防接種・健診のための休暇） ✓ 育児目的のための時差出勤や短時間勤務を行った日 ✓ 出産補助休暇・育児目的休暇を時間単位や半日単位で取得した日
2-3 育児休業の終了日がいつまでのものが支給対象になりますか。	A 末日が令和10年3月31日までの育児休業（産後パパ育休を含む）が対象です。
Q3 交付申請について	
3-1 育児休業した期間や勤務状況を「確認できる書類」とはどのようなものですか。	A 出勤簿やタイムカードなど、休業や勤務の状況が確認できるもの（写し可）です。 ※ 育児休業期間については、申請書別紙を使用いただいて構いません。 別紙下部の「勤務先確認欄」に勤務先の確認を受けてください。
3-2 市の啓発事業への協力とはどのようなことですか。	A 市のウェブサイト「金沢市はたらくサイト」に体験記事を掲載することや、市主催のセミナーで体験を紹介いただくことなどを想定しています。 ※ 申請書提出時に、育児休業に関するレポートシートを合わせて提出してください。
3-3 育休を3か月間取得する予定ですが、申請要件の日数が経過した時点で申請できませんか。	A できません。育児休業終了日の翌日から1か月経過した日から3か月以内に申請必要があります。
3-4 事業者に対する助成金制度はありますか。	A 令和4年10月から、新たに事業者向けの制度を創設しました。 市のウェブサイト「金沢市はたらくサイト」をご確認ください。

厚生労働省では、育児を積極的に行う男性「イクメン」を応援し、男性の仕事と育児の両立を推進するイクメンプロジェクトを実施しています。

イクメンプロジェクト公式サイトでは、取組事例集や体験談の掲載、各種イベントの紹介等を行っています。

また、育児休業や両立支援等の制度を活用して仕事と育児を両立するためのヒントをまとめたハンドブックなどもダウンロードできます。



イクメン読本
令和6年度版



<https://ikumen-project.mhlw.go.jp>